

# 改正労働安全衛生法について

厚生労働省労働基準局安全衛生部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 労働安全衛生法の概要
2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯
3. 改正労働安全衛生法の概要
  - 「注文者等」による対策
  - 「個人事業者等」自身による対策
  - 災害報告制度等

# 1

## 労働安全衛生法の概要



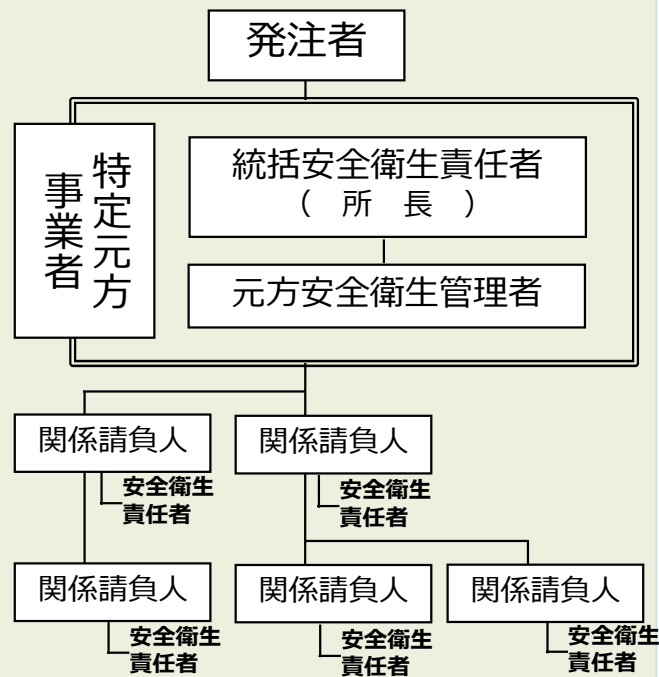
# 労働安全衛生法の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

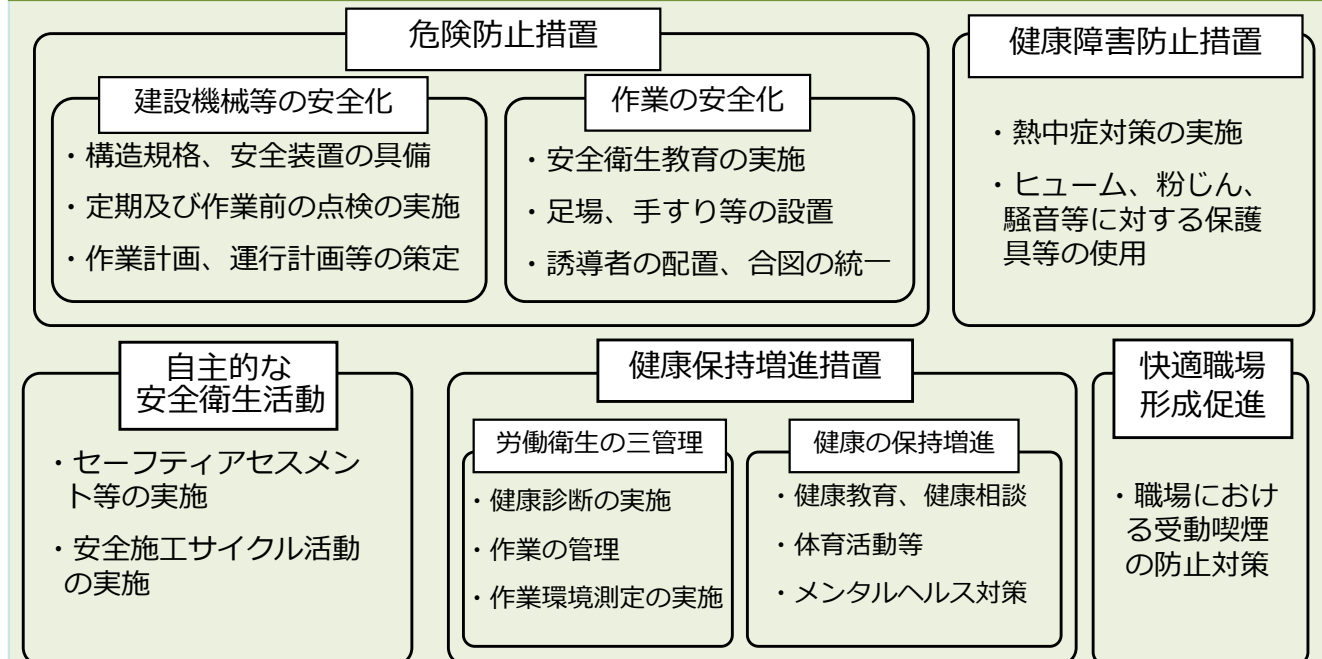
①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

## 安全衛生管理体制の確立



安全衛生管理体制の例  
(一般的な工事現場の場合)

## 具体的措置



労働基準監督官等による監督・指導  
(都道府県労働局、労働基準監督署)

# 2

## 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る 法改正までの経緯

ひと、暮らし、みらいのために



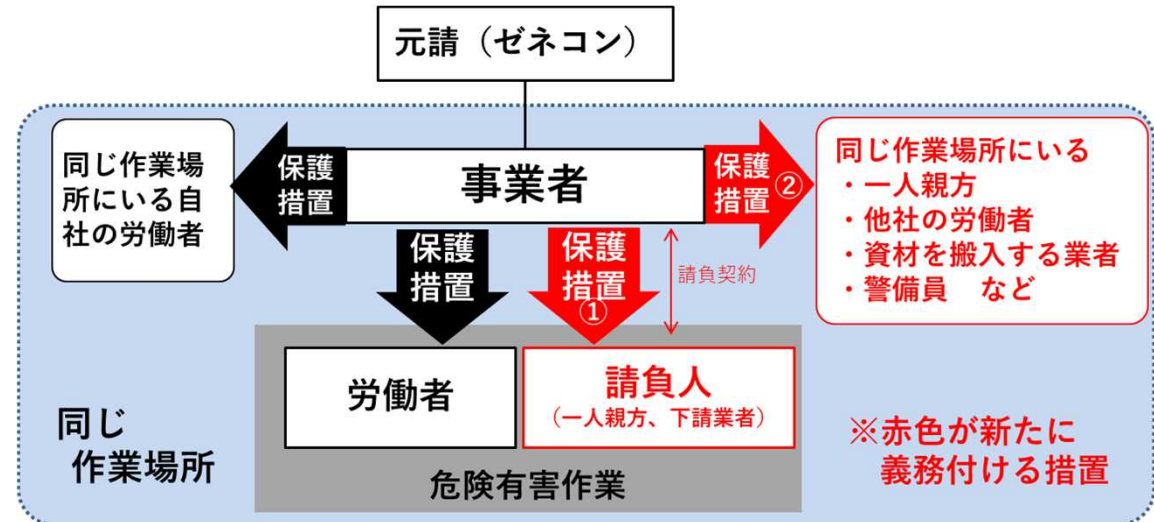
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた関係省令の改正

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和5年4月施行）。

## 事業者が実施すべき事項（罰則付き）

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。



### ①危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置

- ・ 作業時に設備を稼働させる等について配慮する義務
- ・ 保護具の使用が必要である旨を周知する義務
- ・ 作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
- ・ 身体の汚染除去が必要である旨を周知する義務

### ②同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置（※）

- ・ 危険箇所への立ち入りを禁止する義務
- ・ 特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ・ 危険性等を掲示して知らせる義務
- ・ 事故発生時、退避させる義務

※ 今回の安衛法改正により、個人事業者等が「立入禁止」等を遵守する義務も労働者と同様に罰則付きの義務となる

- ・ 上記以外に個人事業者等の安全衛生対策として必要な事項について、令和4年5月に「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を設置し、検討
- ・ 令和5年10月27日に報告書を公表（その後、安全衛生分科会で検討の上、令和7年1月17日付けで建議）

# 建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた 個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

		個人事業者等の 危険有害業務		個人事業者等の 危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う 健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の 健康管理対策
措置の 主体	事業者  ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	<p><b>最高裁判決を受け、速やかに関係省令を改正</b></p> <p>【対応状況】 令和4年4月15日公布 令和5年4月1日施行</p>	<p><b>観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）</b></p> <p>⇒ 検討会での議論を踏まえ、<b>法第20条等に基づく関係省令を改正</b></p> <p>【対応状況】 令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行</p>	<p><b>観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）</b></p> <p>⇒ 検討会での議論を踏まえ、<b>個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨</b></p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年5月28日付けで「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定</li> <li>Q&amp;Aも併せてHP掲載</li> </ul>
	注文者等  ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	<p><b>観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 注文者（発注者）による措置のあり方</li> <li>● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方</li> <li>● 個人事業者自身による措置のあり方</li> <li>● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等</li> </ul> <p>⇒ 検討会での議論を踏まえ、<b>今回の労働安全衛生法改正にて対応</b></p> <p>【対応状況】 令和7年5月14日公布、公布日以降順次施行</p>		
	個人事業者等			

# 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

## < 対策の観点 >

### 観点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

- 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討

### 観点2 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

- 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等
- 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方等

### 観点3 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等

## < 対策の方向性 >

- 安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「事故時等の退避」と「危険箇所等への立入禁止等」の措置対象に個人事業者等も追加（省令改正）
- 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正

- 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設
- 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達）
- 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による休日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）

- 注文者（発注者）による措置
  - ・ 個人事業者等への注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化
  - ・ 個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置
  - ・ リース機械等を貸与する者に対する災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大
- 個人事業者等による措置
  - ・ 規格等を具備しない機械等の使用禁止
  - ・ 危険有害作業における安全衛生教育の受講の義務付け等
- 個人事業者等の業務上の災害に関する報告制度の創設 等

※ 共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

# 個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（令和6年5月28日策定・公表）

個人事業者等※<sup>1</sup>が健康に働くために、個人事業者等が自身で行う事項、注文者等※<sup>2</sup>が行う又は配慮する事項等を周知し、自主的な取組を促すもの※<sup>3</sup>。

※1 「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用される。

※2 「注文者等」とは、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

※3 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書(R5.10)をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を経て、厚労省労働基準局長名で策定。

## 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の実施事項等

◆労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきとの考え方のもと、ガイドラインでは、各主体について基本的な考え方と実施事項等を次のように示している。

主体	基本的な考え方	実施事項等
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理に関する意識の向上</li> <li>危険有害業務による健康障害リスクの理解</li> <li>定期的な健康診断の受診による健康管理</li> <li>長時間の就業による健康障害の防止</li> <li>メンタルヘルス不調の予防</li> <li>腰痛の防止/情報機器作業における労働衛生管理</li> <li>適切な作業環境の確保</li> <li>注文者等が実施する健康障害防止措置への協力</li> </ul>
注文者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。</li> <li>個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間の就業による健康障害の防止</li> <li>注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供</li> <li>メンタルヘルス不調の予防</li> <li>安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等</li> <li>健康診断の受診に要する費用の配慮</li> <li>作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保</li> </ul>
団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等に対して必要な支援を行うことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業者等への情報提供</li> <li>必要に応じて、業種・職種別の実情に応じた業種・職種別ガイドラインの策定</li> </ul>

※ 国は、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び及び地域産業保健センター等による支援等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。関連情報を厚労省ホームページで発信する。

# 個人事業者等の安全衛生対策の基本的な考え方

## 建設アスベスト訴訟の最高裁判決

- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

## 最高裁判決を踏まえた対策の基本的な考え方

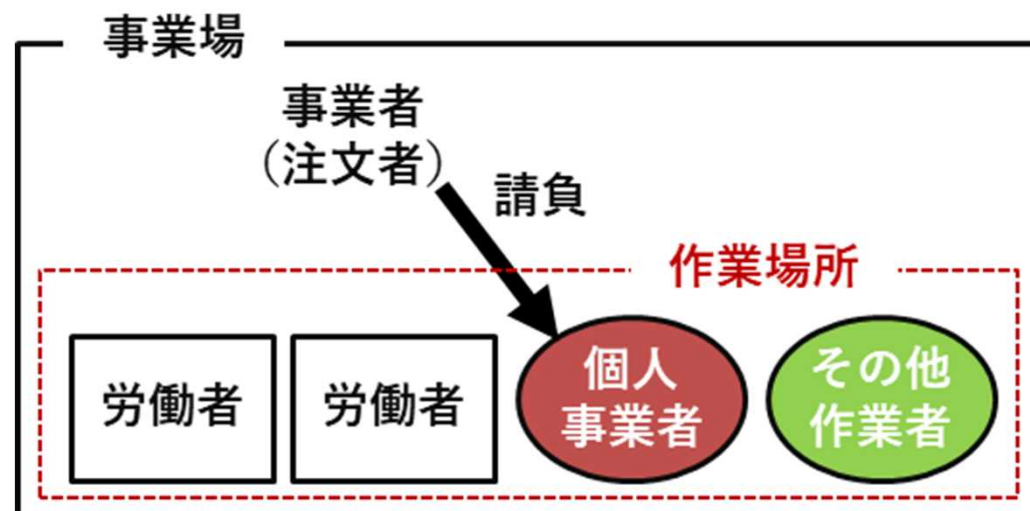
- 既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する労働者以外の者（個人事業者等）をも取り込み、労働災害のみならず、個人事業者等の業務上災害の防止を図るため、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付け。

① 事業者（注文者等）は、自身が管理する場所においては、労働者に加え、当該場所で就業する労働者以外の者も含めた保護措置を実施する。

② 個人事業者等は、労働者と同じ場所で就業する場合には、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就業する者に危害が生じないように、必要な事項を実施する。

※ 労働者と異なる場所で就業する場合も上記に準じた取組を個人事業者等に推奨

個人事業者や出入業者（その他の作業員）等が事業者（注文者等）の事業場内で作業する場合



# 3

## 改正労働安全衛生法の概要

- ・「注文者等」による対策
- ・「個人事業者等」自身による対策
- ・災害報告制度等



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要【令和7年5月14日公布】

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3④は公布後5年以内に政令で定める日）

# 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

## 背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
  - ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

## 改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
  - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
    - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
  - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
    - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
    - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
    - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
  - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
    - （注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
  - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
  - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

# 3

## 改正労働安全衛生法の概要 (1) 「注文者等」による対策



# 注文者等による対策

## 1 注文者の責務の範囲の明確化（R7.5施行）

- ・ 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- ・ 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- ・ 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- ・ 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

## 2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（R8.4施行）

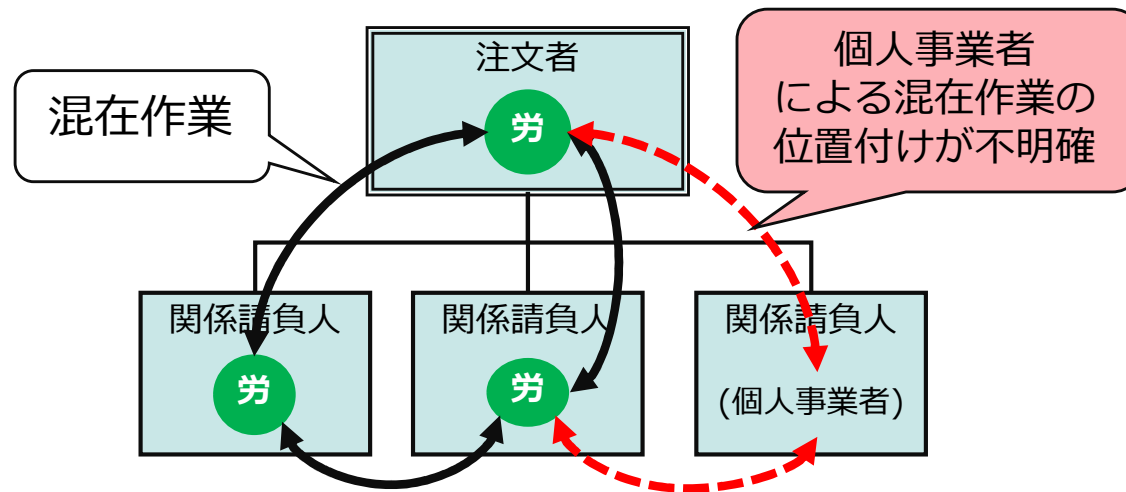
- ・ 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- ・ 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- ・ 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限定事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

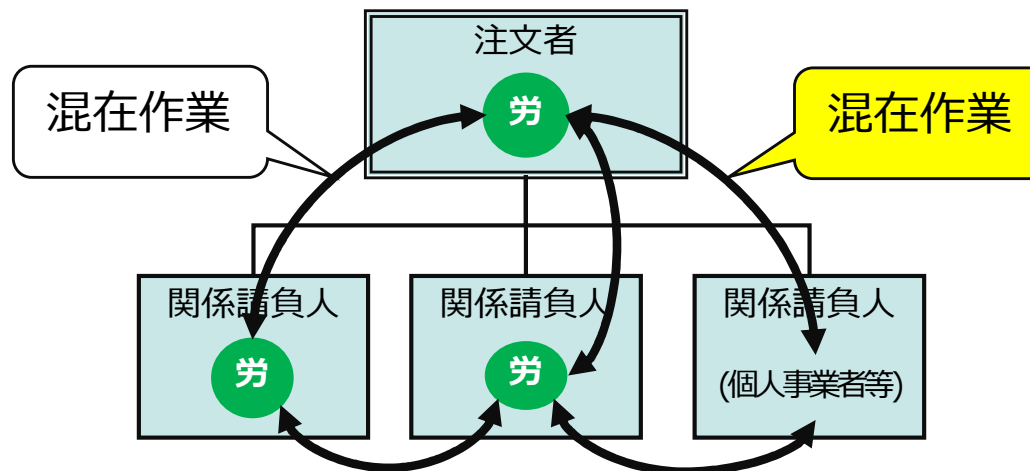
# (参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

《現行》



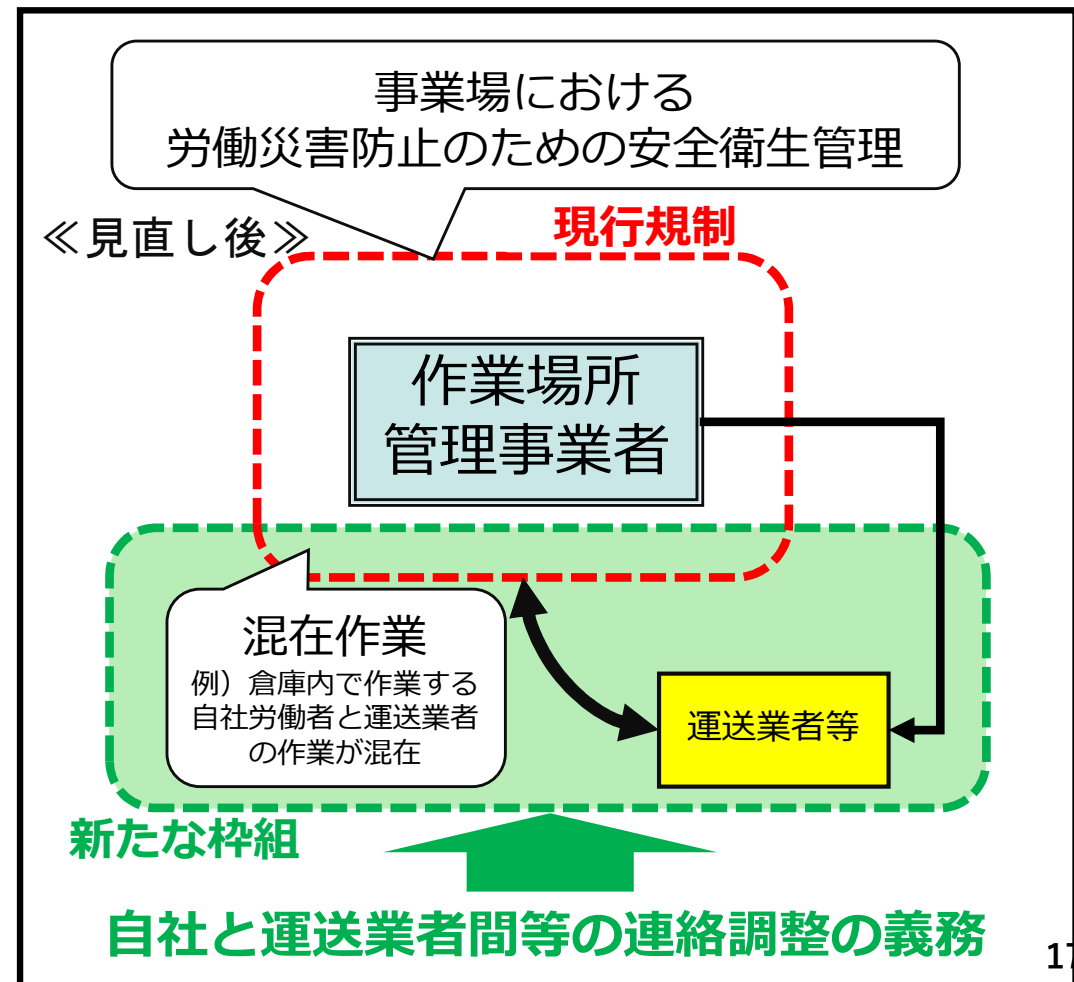
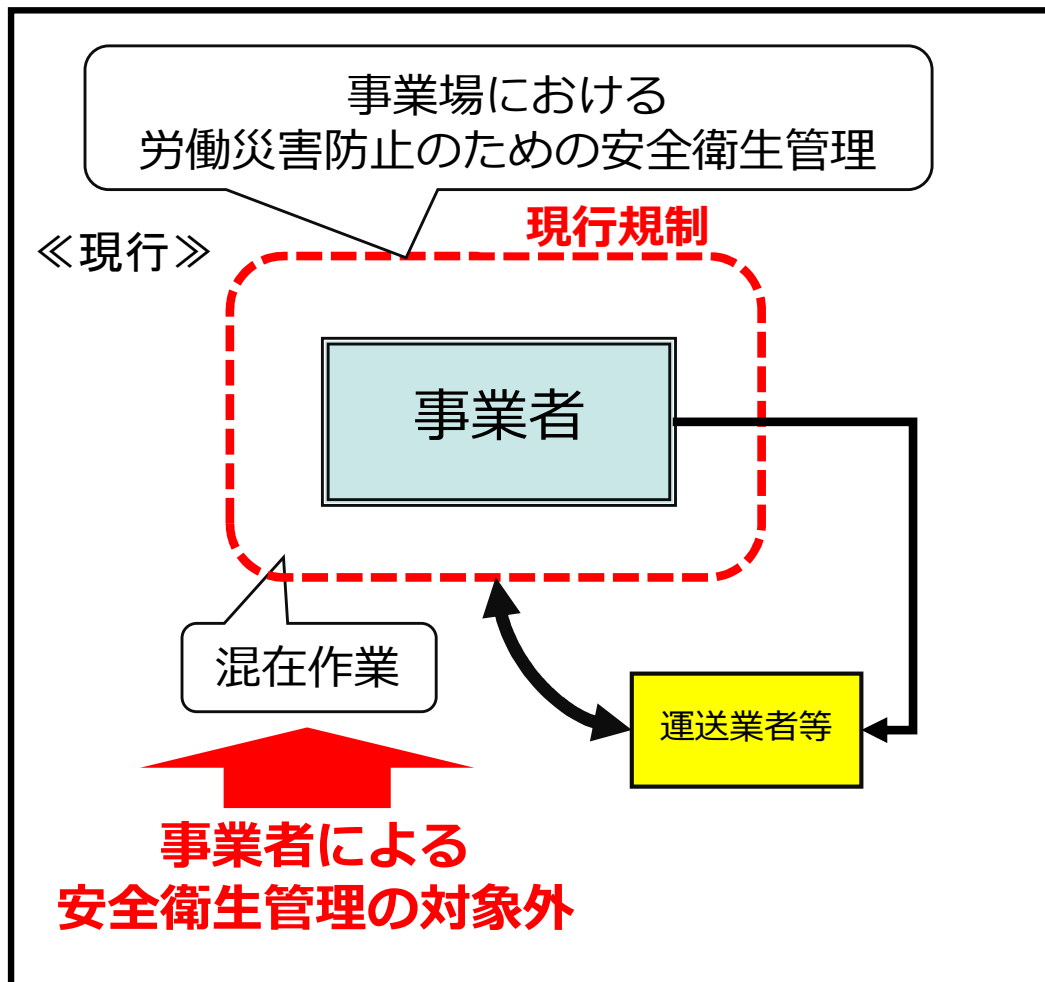
個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

《見直し後》



## 3 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整 (R9.4施行)

- 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設



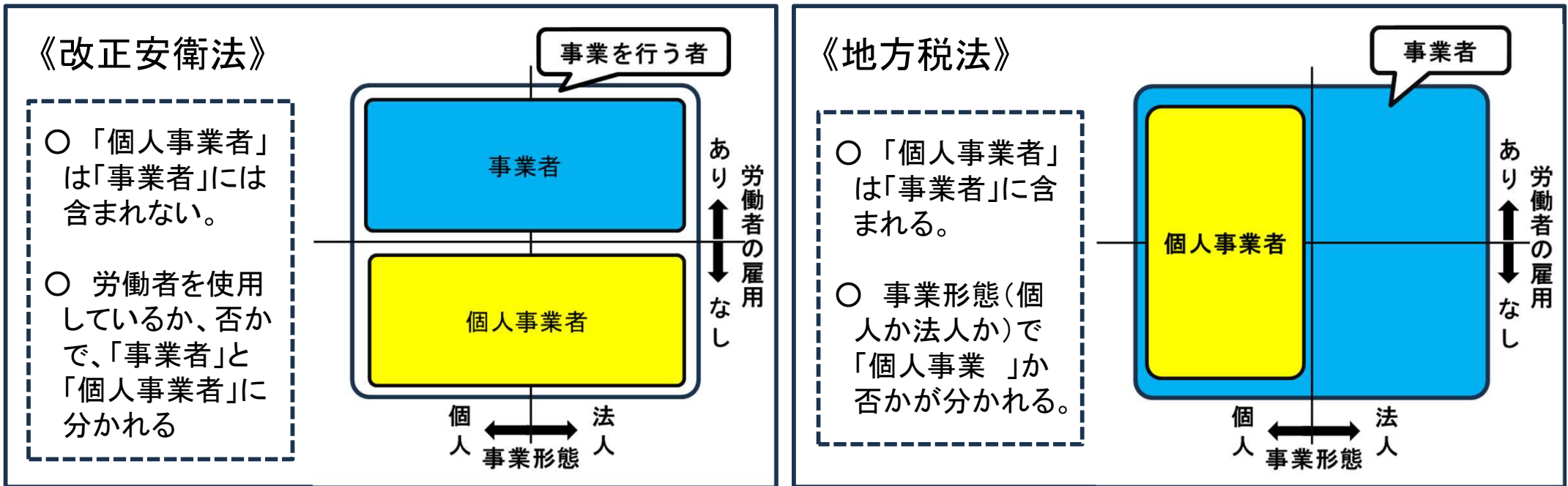
# 3

## 改正労働安全衛生法の概要 (2) 「個人事業者等」自身による対策

# 個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。



## 法令上の定義

### 《改正労働安全衛生法》

事業者 事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）  
 個人事業者 事業を行う者で、労働者を使用しないもの（第31条の3）

### 《地方税法》

事業者 個人事業者及び法人（第72条の77）  
 個人事業者 事業を行う個人（第72条の77）

# 個人事業者等自身による措置

## 1 機械等の安全の確保（R9.4施行）

- ・ 機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化
  - ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止
  - ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

## 2 危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

- ・ 事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化
  - ※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

# 3

## 改正労働安全衛生法の概要 (3) 災害報告制度等



# 災害報告制度等①（R9.1施行）

## ○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

### 1 報告対象・報告時期

休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

### 2 報告主体

- 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
  - ※ 「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
  - ※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

### 3 報告事項

- 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

### 4 その他

- 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

# (参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

報告義務  
(罰則なし)  
情報提供

被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生的事实を伝達することが困難な場合				労働基準監督署
	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○				
災害発生的事实を伝達することが可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満等報告義務対象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

# 災害報告制度等②（R8.4施行）

## ○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

### 1 労働基準監督署等への申告

- 個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求める制度を創設

（※）労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

### 2 申告を理由とした不利益取扱いの禁止

- 個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

### 申告の権利の確保と不利益取扱いの禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができる。（安衛法第97条第1項関係）
- 注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。（安衛法第97条第3項関係）

